

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874

75

極

卷之三

新安保条約の要綱(修正案)
一〇、一九
外務省主導による改訂案
新条約は、日米両国において民主主義の諸原則の尊重、日米両国^{(1)の}友好關係の緊密化、経済的相互扶助を目的とする。

和と安全の維持を目的とする国連憲章の原則に従い、憲法の範囲内においてわが国の安全を確保せんとするものである。

ととし、国連の目的に違背するような武力の行使又は武力による威嚇を行わない。

安全保障理事会に通報され、理事会が平和回復の措置を執った場合は直に終止される。

両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好關係の強化に努め、さらに經濟的協力關係の緊密化に努力する。

○

the first time, and the author has been compelled to make a new trial. The author has also made a new trial of the second part of his paper, and has added a few observations on the subject.

國語考略卷之三

助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を、憲法の範囲内で維持發展させる。

全又は極東の平和と安全が脅かされてゐるとの認めの場合はいつでも協議する。

（）として攻撃があつた場合は、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動する。

本条約は、発効後十年を経過した後は、いずれの当事国も一年の予告でこれを廃棄しうることとするとともに、国連が日本区域の平和に安全のことを保証する。

きは、いつでも効力を失うものとする。

八、批准条項を置く。また、本条約が発効すれば現行安保条約は消滅

することとする。

九、米軍の日本への配置及び装備における重要な変更並びに米軍が施設区域を日本防衛のため以外の目的で作戦行動の基地として使用

することは、日本政府との事前協議の主題たるべきことを附属交

換公文により明らかにする。